

令和3年度

「はぐくみ教室」をご存じですか？

仙台市教育委員会特別支援教育課

仙台市では、平成19年度よりLD・ADHD等の児童生徒を対象とした通級指導教室「はぐくみ教室」を設置しています。令和3年度は、小学校12校に17教室、中学校5校に8教室に設置しています。

1 対象となる児童生徒

通常の学級に在籍し、知的な発達が標準範囲にある児童生徒のうち、LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群及びそれらに類する障害（疑いも含む）のために、学習面や行動面において様々な課題を抱え、在籍校での配慮や指導方法の工夫等に加え、一部特別な指導を必要とする程度のもの

具体的には、次のような願いや思いをもつ児童生徒が対象となります。

① 学習や生活場面で

- 得意な部分は年齢相応にできるのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの力の習得と使用に著しく苦手な部分があり、自分の学び方を身に付けたい。
- 年齢には不釣り合いな不注意な間違いや衝動性、多動性があり、落ち着いて勉強したり、物事を整理して取り組んだりできるようになりたい。
- 運動や動作が非常にぎこちなく不器用なので、上手になりたい。

② 対人関係や集団参加場面で

- 友達とすぐけんかせずに、仲良く生活できるようになりたい。
- 思いどおりにならないとすぐイライラしてしまうので、自分の気持ちを上手にコントロールできるようになりたい。
- みんなと一緒に活動や行事に積極的に参加できるようになりたい。
- いつも自信がなく不安が大きいので、自信をもって取り組めるようになりたい。

2 はぐくみ教室での指導

(1) 指導内容は

① 「自立活動」の指導が中心です。

「自立活動」とは、個々の児童生徒が自立をめざし、障害による学習上又は生活上の困難を、主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目標としています。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ・ 対人関係に必要な基礎的な力の育成 | ・ 社会的スキルの向上 |
| ・ 状況の変化への適切な対応の習得 | ・ 情緒の安定、心理的不適応の改善 |
| ・ コミュニケーション能力の向上 | ・ 認知機能の改善、概念の習得 |
| ・ 運動機能の協応性、巧み性の改善 | ・ 生活リズムや生活習慣の形成 等 |

② 障害による学習上又は生活上の困難を改善することを目的として教科の内容を取り扱うこともあります。単に教科学習の遅れを補充する時間ではありません。

(2) 指導方法

- ① 普段の生活や学習は通常の学級で行い、年間10～280時間、週平均1～8時間（月1回の場合もあります）程度、この教室に通って指導を受けます。
- ② 個別指導または小グループでの指導となります。
- ③ 年度の途中でも通い始めることができ、状態に応じていつでも終了できます。

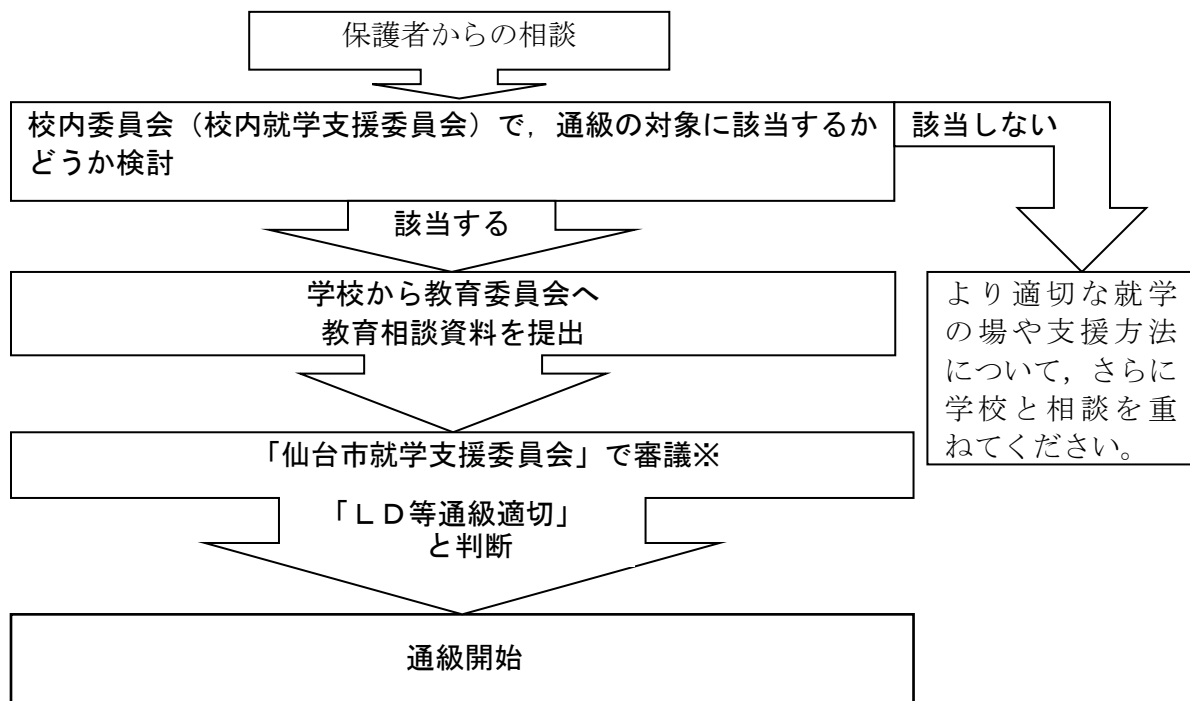
(3) はぐくみ教室のある学校（小学校12校、中学校5校）

| | | | |
|------------|-----------|----------|------------|
| 東二番丁小学校(1) | 中田小学校(1) | 高砂小学校(2) | 小松島小学校(2) |
| 鹿野小学校(2) | 鶴谷小学校(1) | 沖野小学校(2) | 八木山南小学校(1) |
| 広瀬小学校(1) | 七北田小学校(2) | 将監小学校(1) | 長命ヶ丘小学校(1) |
| 五城中学校(3) | 八軒中学校(1) | 高砂中学校(1) | 西多賀中学校(1) |
| 八乙女中学校(2) | | | ※()は教員数 |

教室を設置している学校の児童生徒だけではなく、他校の児童生徒も通うことができます。他校から通級する場合、原則として保護者の付き添いが必要です。

3 はぐくみ教室での指導を受けるには

お子さんを通級指導教室で指導を受けさせたいと希望する場合は、まず通っている学校にご相談ください。学校での相談の後、下記のような手続きを経て、通級することが適切と判断された場合に通級を始めることになります。



※市就学支援委員会の審議日が決まっていますので、申込みから決定まで2か月程度かかります。